

山県市消防団分団活動マニュアル

H19. 1. 30

H27. 3. 16 改(最終)

【趣旨】

このマニュアルは、市消防団として行う全体の活動及び各地域を管轄する各分団の活動について、その方針・内容等の一貫性を図り、組織の充実強化、消防防災思想の高揚等を資することを目的とする。

☆【基本的事項】

消防団は、『自分達の街は自分達で守る』という自助・協助、地域に対する自発的活動、地域福祉の精神を趣旨とした組織である。構成する消防団員についても、本業を持つ傍ら任意で入団し、これらと同様の精神をもとに活動に取り組む。

一方、消防団は、条例等で定める公的組織でもあり、その活動は公務として扱われ、消防団員の立場についても報酬等が支払われる非常勤（特別職）地方公務員である。

これらの自主・自発的精神と公的立場の相互を十分に理解したうえで、社会事情・時代の流れ等に順応すべく、消防の使命達成及び地域消防防災力の向上に努めるものとする。

***** 法 令 *****

消防組織法

(消防の任務)

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

消防法

(消防の目的)

第1条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

【心得】

消防団員は、日々変化する社会事情に対応するとともに、自己が負う消防の崇高な使命、重大な責務を充分認識し、常に自ら教養、訓練、消防団活動全般の研鑽に務めなければならない。基本的事項に掲げるとおり、災害時は勿論、通常の活動時においても、その立場を常に自覚し、危機意識・自己管理意識を持って行動する。

☆【服務規律】

消防団員は、条例等に規定する事項（職務従事義務、守秘義務、活動阻害行為の禁止等）を遵守し、次のとおり服務規律の保持に努める。

1. 組織・各役割

- (1) 『**団長**』は、**消防団全体を統括**するものとし、全体の指揮監督・品位の向上・技能の錬磨に努める。
- (2) 『**副団長**』は、**団長の任務を補佐**し、団長が欠けたときはこれを代理するとともに、**分団長を統括**する。
- (3) 『**分団長**』は、**団長の命を受け、分団を統括**するものとし、団員の指揮監督・品位の向上・技能の錬磨に努める。
- (4) 『**副分団長**』は、**分団長の任務を補佐**し、分団長が欠けたときはこれを代理するとともに、**各部長・班長を統括**する。
- (5) 『**部長・班長**』は、**分団長・副分団長の命によりその分担業務を処理**するとともに、**副分団長を補佐**し、各部・班に所属する団員を統括する。
- (6) **分団役員（班長以上）**は、**相互に連絡・調整・協力を図り**、定期的かつ自発的に訓練等を実施するとともに、**分団の円滑な活動に努める**。

2. 訓練礼式・服制

- (1) 消防団の訓練礼式・服制については、消防訓練礼式の基準・消防団員服制基準による。
- (2) **活動中は、指定された被服等（貸与品）を着用し、各分団（部・班）に配備された車両・備品等を使用する。**（特別な場合を除く）

3. 活動指針

- (1) 消防団活動とは、全体で訓練・大会・式典等の活動、各分団（部・班）で行う活動、その他消防に関する活動等、報酬・公務災害補償等に基づく活動である。『**消防団活動**』と『**これ以外の活動（親睦・地域活動等）**』とを区分し、**メリハリのある有意義な活動に努める**。
- (2) 団活動に必要と認められる経費（維持管理・備品・貸与品・消耗品等）は、原則、市が負担する。『**団活動に係る経費**』と『**これ以外に係る経費・必要と認められない経費等**』とを明確に整理し、適正な運用に努める。
- (3) 消防団に対する**寄付・協力金等は、消防団（分団）としては受け取らない、請求・要求等しないものとする**。寄附金等を受領した場合においても、この協力金等の趣旨が、消防団（分団）又は消防団（分団）活動等の公務に対するものであれば、市に対する指定寄付として扱う。

【定例会議】

1. 分団長会議

時 期：概ね毎月第二火曜日 20：00～
人 員：副分団長以上参加
議 事：団全体の活動等に係る協議

2. 分団定例会議

時 期：概ね毎月15日 20:00～22:00

人 員：分団全員

議 事：前回団役員会議の議決事項及び連絡事項等の報告・周知徹底
分団活動の協議等

※ 管内巡視、機械器具点検及び規律訓練を同時に実施

【機械器具点検・管内巡視】

○「毎月1日は、機械器具点検・管内巡視の日」

時 期：概ね毎月1日（1月を除く）・20:00～22:00

人 員：当番制

内 容：車両・ポンプ・積載品等の点検、管内巡視

- (1) 故障、破損、紛失等が発生した場合は、速やかに分団長まで届け出るとともに、分団長はその旨消防課へ連絡する。
- (2) 小型ポンプ等は充電用配線が接続されているものについては、使用時は必ず外し、使用後は充電状態に接続する。（過充電防止機能有）
- (3) 管内巡視は、火災予防啓発及び防犯巡視を目的とし、ポンプ車又は積載車により時速20km以下で走行し、管轄を広報しながら巡視する。巡視中に火災又はその恐れがある事案、その他の災害（救急・交通事故等）、不審者等を発見した場合は、即119番通報又は無線等により消防本部又は山県警察署に通報する。

【詰所・車庫・器具庫】

消防団が管理する詰所、車庫及び器具庫は、公共施設であることを自覚し、常に整理整頓に努め、緊急出動・災害発生時に整える。詰所等は、災害時において、災害対策現場本部や待機場所等に使用する可能性があるため、活動に不要なものは持ち込まないものとし、ゴミ等もその都度必ず処分する。

また、詰所等は、団活動以外には使用しないものとし、使用する場合においても、騒音・路上駐車等により付近住民に迷惑をかける等、品位の低下・信用失墜行為のないよう努める。

詰所等内にある備品の盗難防止等に努め、**施錠管理**（H19.4キーBOX設置）については、キーBOX内に建物等の鍵を入れ、キーBOXの鍵を分団で管理する。

【備品・貸与品】

分団及び団員個々に貸与されている被服・個人装備品・消防機器等については、必ず分団名または使用者氏名を記入し、破損や紛失することのないよう管理する。破損等が発生した場合は、速やかに分団長まで届け出るとともに、分団長はその旨担当課へ連絡すること。

団員は、退団時に貸与品（被服・個人装備）を速やかに分団長に返却する。分団長は、分団に必要な分を残し担当課へ返却する。

☆【施設・備品等管理体制】

各分団の組織（役職・部・班・地域事情等）に応じ、次表（例）のとおり**各施設・備品の管理責任者を選任し、維持管理体制の充実を図る。**

管理責任者は、原則、班長以上の役職又は地元団員（特別な場合を除く）をもって充て、災害時に備え平素の維持管理に努め、定期点検・点検記録・備品管理・台帳整理等を行うものとする。

（例）第〇分団施設・備品等管理体制

名称	場所	管理責任者役職・氏名	
本部詰所	(大字) 〇〇〇-〇	副分団長	〇〇〇〇
〇〇詰所	(大字) 〇〇〇-〇	副分団長	〇〇〇〇
無線設備	(大字) 〇〇〇-〇	部長	〇〇〇〇
ポンプ車・積載器具一式	(大字) 〇〇〇-〇	部長	〇〇〇〇
〇〇積載車 小型ポンプ・積載器具一式	(大字) 〇〇〇-〇	班長	〇〇〇〇
〇〇器具庫 小型ポンプ・台車等一式	(大字) 〇〇〇-〇	班長	〇〇〇〇

【連絡体制】

1. 全体の連絡体制

(1) メール配信

災害情報は、市防災システムを使用し、団役員又は全団員等へメールにより配信される。**団員は必ずメール登録**を行い、災害時等の招集・出動体制に備える。

(2) 市内広報

災害情報は、防災行政無線（同報系）の屋外マスト及び戸別受信機により、該当地区に放送されるので「山縣市消防団出動区分・体制」に従い出動体制を執る。

2. 分団内の連絡体制

分団内の緊急時・平常時の**連絡網（表）**を各分団で作成し、分団の団員に配布する。消防団員の責任・社会人の常識として、緊急時・平常時ともに**出動・参加できない場合は、必ず部長・班長に報告**する。報告を受けた班長・部長は、副分団長に報告し、これを月別の出動表に記録・担当課へ提出する。

【消防車輛の運用】

1. 車両運用

消防車輛は、**緊急時及び平常時を問わず必ず2名以上で運行**するものとし、歩行者・前後左右の確認等、**安全第一で運用**を行う。経験年数等に関わらず絶対に1人で操作をしてはならない。緊急時において、入団1年未満の団員に消防車輛の運行・機関操作に従事させないよう配慮する。（特別な場合を除く）

また、運行前にドア・収納扉等の閉鎖確認、積載器具の落下防止等を徹底し、事故防止に努める。

2. 緊急走行時の留意点

- (1) 緊急通行優先権・避讓車両を過信することなく、常に安全確認に配慮するものとし、**交差点進入時は必ず一時停止**する。
- (3) 連走時は車間距離を十分確保し、前車の走行状態を乗員全員で監視する。
- (4) 交差点・障害物等のセンターラインをオーバーして走行する場合は、緊急車両の接近・進行方向を周知するため拡声装置（マイク・スピーカー）を活用する。
- (5) 安全運行は、機関員（運転者）だけでなく各団員が常に心掛け、全員で安全確認を行う。
- (6) 団員が、**個々に災害現場に向かう場合は、はやる気持ちを抑え**、一般車両と同様に**交通ルールを厳守**し、安全かつ確実に現場に到着するよう心掛ける。

【災害現場】

災害出動にあたり、**自身の安全を第一に決められた装備・服装**を身につける。また、団員が現場で孤立する事のないように注意し、お互いに声を掛け合い、安全確認しながら活動にあたる。

1. 火災出動の連絡を受け出動する場合

- (1) 出動する団員は、最寄りの詰所等で**装備・服装を整え**、招集の際に**現場責任者（役職上位者）**に対し**到着の報告**をする。
- (2) 現場責任者は、招集団員の人員把握（誰・何人）及び指揮体制を整え、現場到着後、**必ず現場指揮本部に詰め人員報告し活動指示**を受ける。現場指揮本部設置前の場合は、現場にいる消防職員の指示により活動する。
- (3) 消防署の到着前であれば、分団のみで水利を確保し、消火活動にあたる。
- (4) 現場責任者は、連絡体制の確保・無線機の確認を行う。無線機の配置は、現場責任者と機械員等に対し即指示が出せる団員を選定する。
- (5) 消火活動以外に従事する団員は、現場管理補助・交通整理を行うものとし、延長ホースの整理・通行障害防止・駆けつけた団員の自家用車等の誘導等を行う。また、通行規制の指示が出た場合、警察と協力し通行規制を行う。

2. 火災現場が自宅付近等の詰所から遠い場合

- (1) 装備・服装が整わなくても即時対応可能な場合、現場に向かい**消火器・消火栓等により初期消火活動**を行う。
- (2) **私服等**で安全な装備をしていない場合は、**決して無理な活動は行わない**。後に到着した安全装備した団員と交代し、後方支援に回る。
- (3) 順次、団員が到着し、現場の人員確保がされた時点で、自宅等に一旦戻り**装備を整えてから再出動**する。

【団全体の事業】

日 程	行 事 名	開 催 場 所	主 催
1 月初旬	消防出初式	四国山香りドーム	市、市消防協会
3 月最終日曜日	消防団入団式	四国山香りドーム	市消防団
5 月最終日曜日	市消防操法大会	伊自良総合運動公園	市、消防協会
8 月最初日曜日	県消防操法大会	県内の指定された場所	県、市消防協会
8 月最終日曜日	市総合防災訓練	市内の指定された場所	市、市消防団
12月26日～30日	年末特別夜警	市内一円	市消防団
内 2 8 日	年末夜警激励巡視	市内一円	市消防協会

【分団の主な事業】

1. 定例会議・機械器具点検・管内巡視

2. 訓練・点検等

4～5月：消防操法訓練、新入団員訓練、分団規律訓練

6～8月：県操法大会に向けての訓練（出場分団、他の分団は協力）

8～11月：機動演習・消防水利の点検・維持管理、防火水槽清掃

12月末：年末特別夜警 20：00～1：00（当番制）

※28日市協会激励巡視は全員参加

年間：新入団員勧誘

（1）消防水利の点検

消防水利（下記種類）は、各分団に配布してある消防地図を基に点検を行い、緊急時に使用できるよう清掃、草刈り、除雪等を計画的に実施する。

（消防水利の種類）

防火水槽、消火栓、私設消火栓、プール、河川・溝等、濠・池等、湖、井戸、下水道など

（2）消火栓用格納箱及び備品

消火栓用格納箱には、初期消火用の備品が配備される。自治会の要望により設置された自治会管理備品となることから、自治会と協力し点検を実施する。

（3）年末特別夜警

次のいずれかの方法で班編成し効率的に実施する。

例1) 2班制 26、28、29日：A班 / 27、28、30日：B班

○ 各分団主要な詰所を決め、警戒期間中は詰所前に立て看板等を設置する。

○ 積載車又はポンプ車を車庫敷地内の見通しの良い場所に移動させ、巡視に使用する以外は20時から1時頃まで回転灯を回し啓発する。（バッテリー上がらないように注意。）

○ 20時・23時・1時の3回を基準とし警戒巡視を行う。管内主要な道路を概ね20km以下のスピードで2名以上乗車、回転灯、啓発テープを使用する。

○ 車輦での警戒巡視の他、徒歩での警戒巡視を行う。（出来る範囲で実施）

【新入団員の勧誘】

新入団員の勧誘は各分団の部・班単位（自治会単位）で実施する。担当課から配布された資料を基に地元からの聞き取りで該当者を確認する。その後、事前に地元自治会長と相談・協議し決められた勧誘方法で実施する。

地元自治会と協力して実施することでトラブルを避け、新入団員の消防団に対する理解を得られた上で、定数の確保に努める。

（注意事項）

1. 強制的・強引な勧誘、誤解を招くような言動等を行ってはならない。
2. 自治会と協力して勧誘するので、決められた方法以外の活動は行わない。

***** 用語解説 *****

すう - こう【崇高】

[意味] けだかく尊いこと。またその様。「一な精神」 [派生]すうこうさ

[使い方] [崇高] (形動)▽崇高なる魂▽雪山の崇高な美しさ

けん - さん【研鑽】

[意味] 学問などを深く究めること。「日夜一を積む」「自ら一して習得する」

[使い方] [研鑽] スル▽長年研鑽を積む▽研鑽に励む

ひじょう - しゃりょう【避讓車両】

[意味] 緊急車両の進路を譲るため減速若しくは一時停止する車両